

豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託

プロポーザル審査結果報告書

令和4年7月14日

豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託

受託者選定委員会

**豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託
プロポーザル審査結果報告書**

令和4年7月14日
豊川市消防署本署庁舎整備設計
業務委託受託者選定委員会

令和4年4月12日（火）付けで公告した豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託プロポーザルについて、審査結果を報告する。

1 審査結果

豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、2次にわたる審査を厳正かつ公正に行った結果、次の者を最優秀者及び優秀者に選定した。

最優秀者： 株式会社 佐藤総合計画 中部事務所

優秀者： 株式会社 梓設計 中部支社

2 最優秀者及び優秀者決定までの経過

(1) プロポーザル方式による事業実施の決定

豊川市プロポーザル方式実施要綱第5条に基づき、令和4年3月14日（月）付けで業務内容、発注方式等についてプロポーザル方式実施協議書により所管課に協議し、令和4年3月15日（火）付けでプロポーザル方式による事業実施を可とする回答を受けた。

(2) 選定委員会の設置

豊川市プロポーザル方式実施要綱第6条に基づき、令和4年3月17日（木）に選定委員会を設置した。なお、選定委員会における審議等を円滑に行うために選定委員会設置要領（第6条及び第7条）に基づき、選定委員会の下部組織として豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託受託者選定委員会審査委員会（以下「審査委員会」という。）及び豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託受託者選定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置した。

(3) 豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び豊川市消防署本署庁舎整備設計業務委託プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）の策定

令和4年4月4日（月）に開催した第1回選定委員会で、実施要領及び評価要領を策定した。

(4) 公告

令和4年4月12日（火）付けで公告を行った。豊川市役所の掲示場に掲示するほか、市ホームページへの掲載、市政記者クラブ加盟各社及び建設関連新聞社1者に情報提供した。

(5) プロポーザルに関する第1回質疑書の提出

公告の日から令和4年4月22日（金）までの期間に、4者からプロポーザルに関する質疑書の提出があった。

(6) 参加予定者説明会の開催及び第1回質疑書への回答

令和4年4月27日（水）に参加予定者説明会を開催し、出席した8者に対して業務内容等の説明、敷地及び庁舎の見学を行った。あわせて第1回質疑書に対する回答書を説明会参加者に配付した。

(7) 参加表明書の提出

公告の日から令和4年5月12日（木）までの期間に、7者から参加表明書等の提出があった。

(8) 技術提案書提出者の選定及び第2次審査参加要請の通知

令和4年5月19日（木）に開催した第2回選定委員会で、参加表明のあった7者の参加資格や実績について後述のとおり第1次審査を行い、評価点合計の高い者から順に5者を技術提案書提出者として選定した。また、令和4年5月20日（金）に7者に対して技術提案書提出者の選定結果と第2次審査参加要請を通知した。

(9) 第2回質疑書の提出及び回答

令和4年5月20日（金）から令和4年6月3日（金）までの期間に、技術提案書提出者5者から技術提案書やプレゼンテーションに関する質疑書の提出があり、令和4年6月13日（月）付けて第2回質疑書に対する回答書を技術提案書提出者に電子メールで回答した。

(10) 技術提案書等の提出

令和4年6月22日（水）までに技術提案書提出者である5者全員から、技術提案書等の提出があった。

(11) プrezentation及びヒアリングの実施

令和4年6月30日（木）に開催した審査委員会で、技術提案書提出者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その結果を踏まえて各審査委員が評価を行い、第2次審査の評価点を決定した。

(12) 最優秀者及び優秀者の決定

令和4年7月14日（木）に開催した第3回選定委員会で、審査委員会の結果を審議し、最優秀者1者、優秀者1者を決定した。

3 第1次審査の経過

7者から参加表明書等の提出があり、書類を確認したところ、実施要領に規定する応募資格、参加企業の実績要件及び配置技術者の要件について、全ての設計業者が満たしていたため、7者を審査の対象とした。審査は評価要領に基づき、事務局が採点を行った。その結果、評価点合計が最も高い設計業者は72.6点で、最も低い設計業者は46.1点であった。

第2回選定委員会（令和4年5月19日（木）豊川市役所本23会議室に

て開催）において、事務局から選定委員会委員へ審査結果を報告した。公正な審査により評価点合計が算出されていることを承認し、評価要領に基づき、評価点合計の高い者から順に5者を技術提案書提出者として選定した。

4 第2次審査の経過

第2次審査は、8名の審査委員による審査委員会（令和4年6月30日（木）豊川市消防署本署3階講堂にて開催）において行った。

まず、第1次審査を通過した5者それぞれに、順次技術提案書について20分のプレゼンテーション及び25分のヒアリングを実施した。審査終了後、各委員が評価要領に基づき、提案内容について評価した。

なお、審査の公平性を保つため、全ての審査は設計業者名を匿名にして行った。

審査結果は、以下のとおりであった。

順位	事業者名	合計点 (130点満点)
1	設計業者⑤	97.125点
2	設計業者①	95.000点
3	設計業者④	88.500点
4	設計業者②	86.250点
5	設計業者③	80.625点

次に、第3回選定委員会（令和4年7月14日（木）豊川市防災センター2階災害対策本部室にて開催）において、第2次審査の経過や結果を確認し、公平かつ公正な審査により最終評価点が算出されていることを承認した。

5 審査講評

本プロポーザルは、豊川市が計画している豊川市消防署本署庁舎整備に係る基本設計及び実施設計業務を委託するにあたり、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な知識、経験を有する設計者を特定することを目的として実施された。第1次審査では、本設計業務委託の受託者の前提条件として十分な設計能力や経験を有することを確認するため、一定規模以上の消防庁舎、国又は地方公共団体の庁舎等の建築物の設計業務に関する実績等の確認を行った。第2次審査では、以下の内容について、技術提案書等により審査を行った。

- (1) 業務の実施方針及び手法
- (2) 特定テーマに対する技術提案

- ア 基本計画（P35）の留意点①に関する提案【課題1】
- イ 基本計画（P35）の留意点②③に関する提案【課題2】

ウ 基本計画（P 3 5）の留意点④に関する提案【課題3】

第1次審査を通過した5者は、内容に差はあるものの、それぞれ具体的で実現可能性のある提案を行った。5者とも消防庁舎及び免震構造建築物の設計に関する実績が豊富であり、本業務を支障なく履行できると評価された。特定テーマに関する各者の技術提案は、豊川市の理解に努め、豊川市消防署本署庁舎整備基本計画等をよく読み込んでいることが伝わり、いずれも意欲を感じられる特徴のある提案となった一方で、評価に差がつく要因にもなった。

審査においては、業務の実施方針及び手法、特定テーマに対する技術提案（3つの課題）、業務の理解度等について、提案の的確性、独創性、実現性の観点から評価を行い、ヒアリング時の設計担当チームの対応力、実行力等も併せて評価を行った。

以上の内容について、総合的に審査した結果、合計点数が最も高かった「株式会社 佐藤総合計画 中部事務所」を最優秀者、「株式会社 梓設計 中部支社」を優秀者（次点者）とした。

最優秀者は、すべての評価項目で高い水準の提案がなされ、特に狭隘な土地を最大限に有効活用した配置計画の巧みさや、既存の庁舎及び消防機能を工事期間中も最大限活かせる業務継続性が高い建替計画など各課題に対する評価が優れていた。

また、優秀者からも高い水準の提案がなされ、特に新庁舎の配置・施設計画や業務全体の理解度については、基本計画や消防業務の特性、当該消防署が持つ全市的な役割を適切に捉えた具体的な説明やその提案力が優れているとの評価であった。

最後に、参加者各位におかれましては、限られた時間の中、多大なる労力をお掛けし、優れた貴重な提案をいただきましたことに心から御礼申し上げます。